

# 会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に関する規程

平成 28 年3月 25 日

## 会津若松地方広域市町村圏整備組合監査委員告示第3号

### 目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 一般基準(第4条―第10条)

第3章 実施基準(第11条―第17条)

第4章 報告基準(第18条―第24条)

### 附則

第1章 総則

#### (目的)

第1条 会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、第3条第1項第1号から第8号までの監査(以下「監査」という。)、同項第9号の検査(以下「検査」という。)及び同項第10号から第12号までの審査(以下「審査」という。)の実施、報告等に関し監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び管理者との関係を明確にすることを目的とする。

#### (監査等の原則)

第2条 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)は、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と組合行政への信頼確保に資するため、次に掲げるとおり実施するものとする。

- (1) 監査及び検査は、組合の行財政運営が、法第2条第14項から第16項までの趣旨に則り公正で合理的かつ効率的に実施されているかを、住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果又は意見として提出し、法の規定に則り公表する。
- (2) 審査は、管理者から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを、監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

#### (監査等の種類)

第3条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査(法第199条第1項)
  - (2) 行政監査(法第199条第2項)
  - (3) 議会の請求に基づく監査(法第98条第2項)
  - (4) 管理者の要求に基づく監査(法第199条第6項)
  - (5) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項)
  - (6) 公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項)
  - (7) 住民監査請求に基づく監査(法第242条)
  - (8) 管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項又は公企法第34条)
  - (9) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項)
  - (10) 決算審査(法第233条第2項又は公企法第30条第2項)
  - (11) 基金の運用状況審査(法第241条第5項)
  - (12) 資金不足比率審査(健全化法第22条第1項)
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査(法第199条第4項)又は随時監査(法第199条第5項)として実施する。

## 第2章 一般基準

### (倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 監査委員は、本基準の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

### (指導的機能の発揮)

第5条 監査委員は、本基準の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

### (監査等の実施)

第6条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。なお、このリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価したうえで総合的に判断しなければならない。

(報告の徴取)

第7条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第8条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、文書保存期間に応じた適切に保存しなければならない。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報等を法令に基づき適切に取り扱わなければならない。

(品質管理)

第10条 監査委員は、監査等を本基準に基づいて適切に実施することを鑑み、監査等の品質管理の確保に努めなければならない。

2 監査委員は、監査等の品質管理が適切に確保されていることを、監査等の計画に基づき実施した各監査等が終了した時点において検証しなければならない。

3 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。

### 第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第11条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定すべき監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第12条 監査委員は、組合を取り巻く内外の環境、議会の動向、組合規約や方針、リスク管理体制、内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて、適宜、見直さなければならない。

2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定しなければならない。

3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案したうえで、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他必要と認める事項

4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価したうえで、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項  
(監査等の計画の変更)

第13条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて、適宜、監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の手続)

第14条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たっては、有効性、効率性、経済性及び合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等を考慮しなければならない。

3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。

4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候又は不正の事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第15条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、これらによって得られる証拠力の強弱及び当該手続の容易性を勘案して、適宜、これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択のうえ、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(他者情報の利活用及び調整)

第16条 監査委員は、監査等の実施に当たり、法第199条第7項に規定する財政援助団体等の内部監査人、監査役、監事等と必要に応じて連携のうえ情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めなければならない。

2 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。

3 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

(講評)

第17条 監査委員は、監査等の結果に関する講評について、原則として結果に関する報告の決定の前に行い、事務局長等から弁明、見解等を聴取しなければならない。

#### 第4章 報告基準

(報告及び意見の提出)

第18条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び管理者へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を管理者に提出しなければならない。

3 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見(以下「監査報告等」という。)の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(監査報告等の内容)

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点

- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査又は検査の結果及び意見
- (8) その他必要と認める事項

2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等に、その旨、内容及び理由等を記載しなければならない。

(監査委員の合議)

第20条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第8号に定める監査の結果
- (2) 第3条第1項第7号に定める監査及び勧告
- (3) 第3条第1項第10号から第12号までに定める審査の意見

2 監査委員は、相互の連絡調整を図るため、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査等の計画及び運営方針に関すること。
- (3) 監査等において、重要又は異例に属する事項に係る関係人の出頭要求、関係人の調査又は帳簿書類その他の記録の提出に関すること。
- (4) その他特に必要と認める事項。

(監査報告等の公表)

第21条 監査委員は、監査報告のうち、第3条第1項第1号から第5号まで及び第7号に定める監査の報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

(措置状況の報告等)

第22条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は管理者に対して適時報告を求めよう努めなければならない。

2 監査委員は、第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号の監査の結果に基づく議会又は管理者からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。

3 監査委員は、第3条第1項第7号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は管理者から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

(公表及び告示等)

第23条 監査委員が行う公表及び告示は、会津若松地方広域市町村圏整備組合公告式条例(昭和47年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第2号)に定める掲示場に掲示して行う。

2 監査委員は、第21条及び前条の規定による公表及びその他必要と認めた事項について、ホームページ等に情報を公開し、監査の適正性及び透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第24条 本基準に定めるもののほか、監査等の実施に関し、必要な事項は、一般に公正妥当と認められる監査の基準等を基本として別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。